

5

貸付に必要な書類

借入申込みには、受験生チャレンジ支援貸付事業の利用要件を確認する書類以外に、以下の書類が必要です（書類により、区市町村窓口で原本確認し写しをとらせていただきます）。その他にも書類の提出が必要な場合があります。

本事業は個人番号利用事務ではないことから、個人番号（マイナンバー）が記載された状態での書類を提出しないようにしてください。

＜共通書類＞

○借入申込書

○身分証明書

（免許証、写真付き住基カード、健康保険証（被保険者番号等は伏せてご提示ください）、個人番号カード（マイナンバーは伏せてご提示ください。なお、通知カードは身分証明書にはなりません）等）

○子どもの在学証明書または学生証（卒業証明書、高等学校卒業程度認定試験合格証明書等）

○住民票

▶発行から3か月以内。世帯全員、続柄が記載されているもの。また、都内に引き続き1年以上在住が確認できるもの（個人番号は記載しない）

○借入申込者等（父母等養育者）の課税証明書

▶最新のもの。課税所得額、総収入額、合計所得金額、所得控除額、扶養親族の状況等控除の内容が記載されている課税証明書

○借入申込者の印鑑登録証明書

▶貸付決定後、借用書提出時に発行から3か月以内のもの

※ひとり親であることの確認

ひとり親の行政サービスの利用が確認できる書類（ひとり親家庭等医療費の助成（マル親）の医療証、児童扶養手当、児童育成手当（育成手当）の受給状況等の書類など）又は戸籍抄本（一部事項証明書）ひとり親の行政サービスの利用対象外である場合は、窓口へご相談ください。

＜学習塾等受講料貸付金 個別必要書類＞

○塾等のパンフレット・申込書など

▶塾等の名称、開講年数、講座名および費用等が明記されたもの
様式「学習塾等受講予定表」をご利用ください

＜受験料貸付金 個別必要書類＞

○入試要項（募集要項）等

▶学校名、学部名、受験日、受験料が明記されたもので、学校が発行した冊子や学校のホームページからダウンロードしたもの

＜資金使途明記の書類＞

○領収書等

▶受験生チャレンジ支援貸付事業で扱える領収書等は、子どもの名前、塾名（印）、受講年月、または受験学校名、金額、支払日、内訳明細等が記載されたもの

※領収書等で上記内容が確認できない場合、様式「納入証明書」をご利用ください。

領収書の提出は、貸付決定・資金交付後でも構いません。

（口座引落しやクレジットカード払いの明細書等は本事業では領収書として、取り扱うことはできません）

※領収書等の提出や未使用分の返金が一部でも確認できない場合、貸付額の全額を一括で返金いただくこととなります。

※他の公的支援と重複して利用する場合は、公的支援金の交付額がわかる書類と公的支援金額と貸付金を上回る額の領収書等の提出が必要です。

